

# 序章 計画策定にあたって

# 序章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

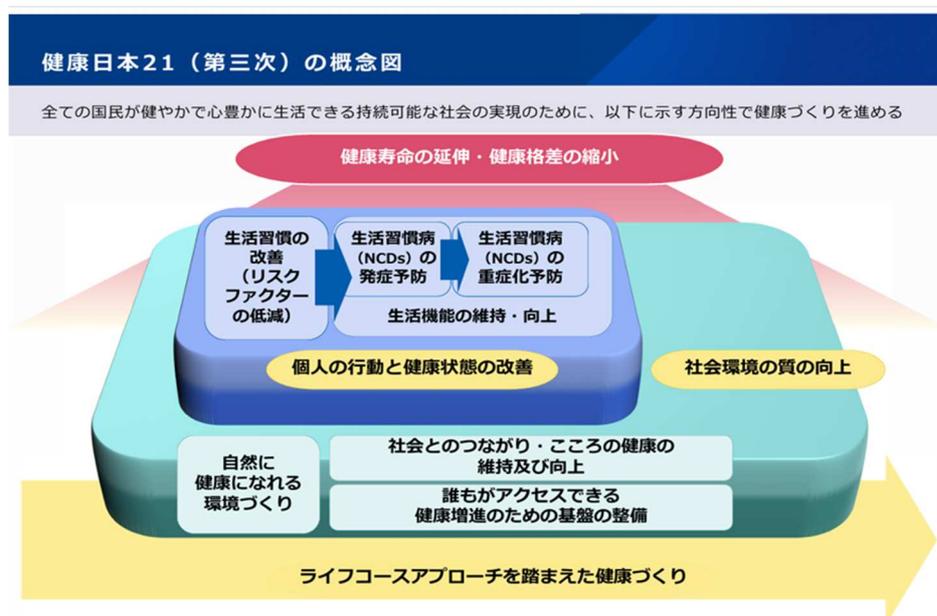
日本では、急速な人口の少子高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、これら生活習慣病に係る医療費の国民医療費に占める割合が約3割となっています。

平成25年度から「21世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))」として、生活習慣病の一次予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状進展などの重症化予防を重視した取組みを推進してきました。

今回、健康日本21(第2次)の最終評価を踏まえ、令和6(2024)年度から「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を「ビジョン」とし、①誰一人取り残さない健康づくりの展開(Inclusion)、②より実効性をもつ取組の推進(Implementation<sup>6</sup>)を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、「21世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」を推進していくこととし、下記の基本的な方向が示されました。(図表1)

- (1) 健康寿命の延伸・健康格差の縮小
- (2) 個人の行動と健康状態の改善
- (3) 社会環境の質の向上
- (4) ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

(図表1)



厚生労働省説明資料 健康日本21(第3次)の概要より抜粋

また、これらの基本的な方向を達成するため、現状の数値とおおむね12年後の目標値を掲げ、目標の達成に向けた取り組みがさらに強化されることになりました。

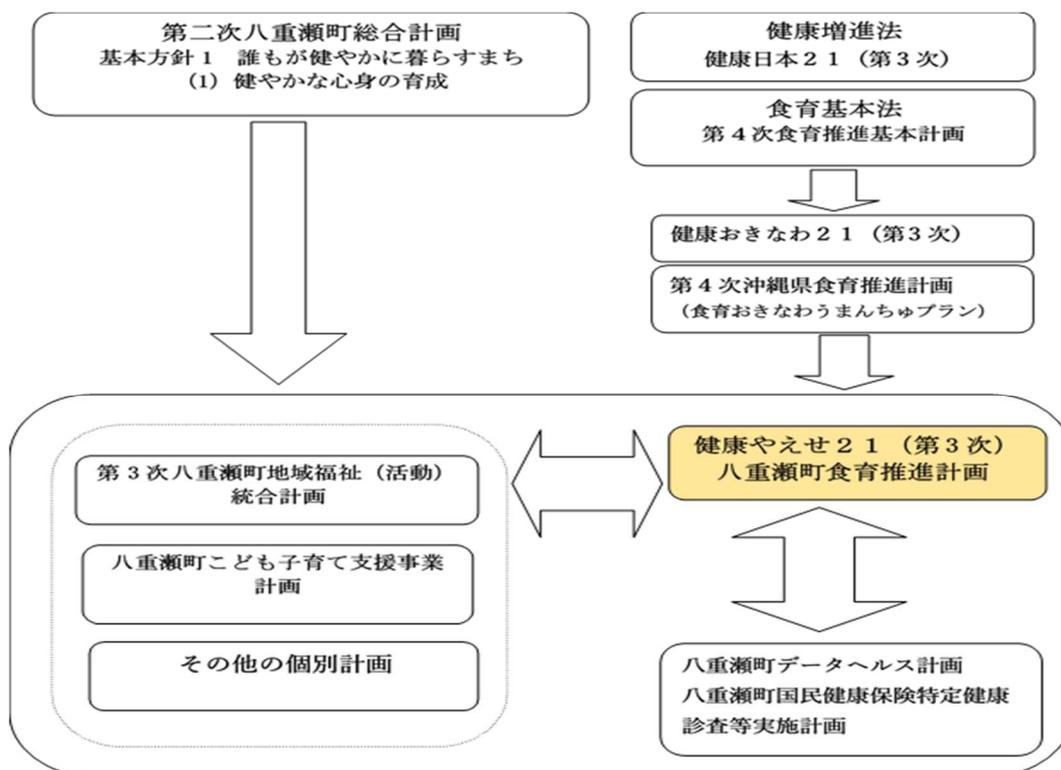
八重瀬町では、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的として、生活習慣病の一次予防に重点を置いた、「健康やえせ21（第2次）」を平成25年3月に策定し、令和2年3月に中間見直しとともに、第Ⅲ章に「八重瀬町食育推進計画」を追記し、事業を取組み推進してきました。今回、これまでの取組の評価及び新たな健康課題などを踏まえ、健康やえせ21（第3次）を策定します。

## 2. 計画の性格

この計画は、第二次八重瀬町総合計画を上位計画とし、町民の健康の増進を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。この計画の推進にあたっては、保健事業の効率的な実施を図るため、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律に規定する「八重瀬町国民健康保険特定健康診査等実施計画」と「データヘルス計画」と整合性を図ります。また、「八重瀬町地域福祉（活動）統合計画」や「八重瀬町子ども・子育て支援事業計画」等と関連する他の計画との調和を保ちます。

また、本計画とあわせて、食育推進の効率的な実施を図るため、食育基本法に規定する「食育推進計画」を策定し、推進していきます。（図表2）

（図表2）



法 律	沖縄県が策定した計画	八重瀬町が策定した計画
健康増進法	健康おきなわ 21(第3次)	健康やえせ 21(第3次)
食育基本法	第4次沖縄県食育推進計画 (食育おきなわうまんちゅプラン)	八重瀬町食育推進計画 (健康やえせ 21 (第3次))
子ども子育て支援法	沖縄県子ども子育て支援事業支援計画 (黄金っ子応援プラン)	八重瀬町子ども子育て支援事業計画
高齢者の医療の確保に関する法律	沖縄県医療費適正化計画	八重瀬町国民健康保険特定健康診査等実施計画
がん対策基本法	沖縄県がん対策推進計画	健康やえせ 21(第3次)
歯科口腔保健の推進に関する法律	沖縄県歯科口腔保健推進計画 (歯がんじゅうプラン(第2次))	健康やえせ 21(第3次)
社会福祉法	沖縄県高齢者保健福祉計画	第3次八重瀬町地域福祉(活動)統合計画
自殺対策基本法	沖縄県自殺総合対策行動計画	八重瀬町自殺対策計画

### 3. 計画の期間

この計画の期間は令和7(2025)年度から令和18(2036)年度までの12年間とします。なお、6年(令和12(2030)年)を目途に中間評価を行います。

### 4. 計画の対象

この計画は、妊娠期から高齢期までライフステージに応じた健康増進の取組を推進するため、全町民を対象とします。

